

枚方市条例第 21 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年枚方市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「350円」を「950円」に、「530円」を「1,440円」に改める。

附 則 [令和8年6月18日公布]

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第3号の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。